

環境保全型農業直接支払交付金(R7、8)の改正概要

資料2

R6取組		単価※1 (円/10a)		R7取組	単価 (円/10a)	主な変更点
有機農業 (そば等雑穀、飼料作物)		12,000 (3,000)	継続	有機農業 (そば等雑穀、飼料作物)	14,000 (3,000)	移行期の取組を重点的に支援 加算措置に「炭の投入」も追加
カバークロップ リビングマルチ 草生栽培		6,000 5,400 5,000	統合	緑肥の施用※2	5,000	継続して取組可能
堆肥の施用		4,400	継続	堆肥の施用※2	3,600	最低投入量が引き下げ (水稻:1.0→0.5t、その他:1.5→1.0t)
IPM+長期中干し 生態系に配慮した雑草管理 IPMの実践(露地野菜) IPMの実践(施設野菜等) 在来草種利用による天敵利用		4,000 4,000 4,000 8,000 4,000	統合	総合防除※2	4,000	地域特認取組から全国共通取組へ移行 対象品目は水稻、大豆(新規)、小豆(新規)、 野菜、果樹、茶 以下の必須要件のうち一つ以上実施 ①畦畔機械除草 ②交信攪乱剤 ③天敵温存植物 ④天敵等生物農薬
炭の投入		5,000	継続	炭の投入	5,000	地域特認取組から全国共通取組へ移行 対象に要件を満たした自家製炭も追加
殺虫殺菌剤・化学肥料を 使用しない栽培		6,000	継続	殺虫殺菌剤・化学 肥料を使用しない 栽培	6,000	継続して取組可能
緩効性肥料の利用	水稻	4,000	継続	緩効性肥料の利用 および長期中干し	4,000	プラ被覆肥料不可
	野菜 茶	8,000	廃止			
長期中干し 冬期湛水 水田ビオトープ 希少魚種等保全水田の設置		800 4,000 4,000 3,000	移行	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策へ移行		
不耕起播種 秋耕		3,000 800	廃止	項目	単価	みどり加算として移行
				長期中干し	800	
				冬期湛水	4,000	
				夏期湛水	8,000	
				中干し延期 江の設置等	3,000 4,000	

※1 一部省略

※2 水稻で取り組む場合はメタン対策(前年度の湛水不実施・秋耕・長期中干しのいずれか)を実施 1

環境保全型農業直接支払交付金の令和 7 年度制度改正について

1. 概要

国の環境保全型農業直接支払交付金制度（以下、環直制度）は農業者団体等が環境こだわり農業の実践に加え、さらに地球温暖化の防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、取組面積に応じて支援を行うものであり、滋賀県は環直制度を活用しながら環境こだわり農業を推進してきた。

交付金のより効果的な運用を目的として令和 7 年度から環直制度が見直され、取組メニューの統合・廃止や支援要件の変更、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策への移行等が実施される。

2. 変更による影響について

取組メニュー	変更点と影響
有機農業、堆肥の施用、 緑肥の施用、炭の投入、 殺虫殺菌剤・化学肥料を使用 しない栽培	● 単価の増減や、要件の変更はあるものの、概ねこれまで通りの取組が可能。
総合防除	● 「IPM+長期中干し」等の複数の IPM 関連の取組が統合し、必須要件が追加。また、新たに大豆・小豆も対象となった。 ● 品目追加による面積拡大の可能性がある一方、必須要件の追加により野菜や果樹の一部で取組内容の検討が必要。 ● 水稲では長期中干しに加え、秋耕や前年度の湛水不実施といったメタン対策が選択できることとなり、ほ場環境に応じた取組が可能となった。
緩効性肥料の利用および 長期中干し	● これまで緩効性肥料で使用可能であったプラスチック製の被膜を有する肥料が使用不可となった。 ● 代替資材の実証は県や各 JA 等、実施してきたが、プラスチック製の肥料と比べて、砂質土壌での栽培や中晩生品種において、やや肥効が不安定な面もある。
世代をつなぐ農村まるごと保 全向上対策への移行取組	● 長期中干し、冬期湛水、水田ビオトープ、希少魚種等保全水田（ゆりかご水田）が世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策での支援へ移行 ● 要件等は環直制度を引き継ぐ ● 環直制度との重複受給はできないため、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策での支援を受けるか、環直制度の取組メニューに変更するかの選択となることから、県全体の取組面積拡大は限定的。

生産現場でより適した取組が選択されるよう、関係機関・団体と連携し、制度変更内容の周知を進める。